

令和3年度

## 第2回 浜松市母子保健推進会議資料

日時：令和4年2月17日（木）午後1時30分～  
場所：ワライ, 又は, 浜松市口腔保健医療センター

## 目 次

	頁
I 令和3年度上半期 浜松市母子保健事業 事業実績報告	1
1. 妊産婦関係	
(1) 妊娠届出数・母子健康手帳交付・ハイリスク妊婦	2
(2) 届出数の週数	3
(3) 届出数の年齢	3
(4) 満28週以降及び産後の発行状況	3
(5) 妊婦健康診査	4
(6) 新生児聴覚スクリーニング検査	5
(7) 産婦健康診査	5
(8) 産後ケア事業	6
(9) はままつ女性の健康相談	7
2. 乳幼児健康診査関係	
(1) 乳幼児健康診査受診率	8
(2) 4か月児健康診査	8
(3) 10か月児健康診査	9
(4) 1歳6か月児健康診査	9
(5) 3歳児健康診査	11
(6) 3歳児健康診査における診察所見の内訳	12
(7) 乳幼児健康診査における保護者の状況	12
3. 訪問指導	
(1) こんにちは赤ちゃん訪問	13
(2) 妊産婦乳幼児訪問	13
4. 予防接種関係	14
5. 医療費助成関係	
(1) 未熟児養育医療費	16
(2) 自立支援医療費（育成医療）	16
(3) 小児慢性特定疾病医療費	16
(4) 不妊に悩む方への特定治療支援事業	17
(5) 一般不妊治療支援事業	18
(6) 不育症治療費補助事業	18

II	令和3年度上半期 浜松市児童福祉事業 事業実績報告	
1.	子育て支援ひろば事業	19
2.	はますくヘルパー利用事業	20
3.	養育支援訪問事業	21
4.	発達支援広場事業（たんぼぼ広場）	22
5.	発達障害者支援センター事業（発達相談支援センター「ルピロ」）	23
III	妊娠期を含む若年女性の健康なからだづくり	24
	【別添1】あなたと赤ちゃんのためのおすすめ食生活（リーフレット）	
IV	流産・死産後の心理社会的支援に関する実態調査	25
	【別添2】流産・死産後の心理社会的支援に関する実態調査について（結果報告）	
V	産後ケア事業利用者へのアンケート調査	27
	【別添3】産後ケア事業を利用された方のアンケート集計結果	
VI	産科・精神科・行政等の連携	29
VII	令和4年度 母子保健事業の取り組み	31

# I 令和3年度(上半期)浜松市母子保健事業 事業実績報告

事業名	対象者	R3年度計画		R3年度上半期実績			
		回	人数	回	人数		
乳幼児健康診査事業	4か月児健康診査	生後3～5か月児	-	5,696人	-	2,541人	
	(4か月児精密健康診査)	4か月児健康診査にて精密検査が必要な児	-	-	-	242人	
	10か月児健康診査	生後9～11か月児	-	5,587人	-	2,719人	
	(10か月児精密健康診査)	10か月児健康診査にて精密検査が必要な児	-	-	-	94人	
	1歳6か月児健康診査	1歳6か月児(2歳未満まで可能)	180回	5,915人	92回	2,768人	
	(1歳6か月児精密健康診査)	1歳6か月児健康診査にて精密検査が必要な児	-	-	-	63人	
	3歳児健康診査	3歳児	-	6,031人	-	2,892人	
	3歳児歯科健康診査	3歳児	-	6,031人	-	2,229人	
	(3歳児精密健康診査)	3歳児健康診査にて精密検査が必要な児	-	-	-	372人	
	先天性代謝異常等検査	新生児	-	7,588人	-	3,450人	
	新生児聴覚スクリーニング検査	新生児	-	5,497人	-	2,674人	
	不安を抱える妊婦への分娩前検査	検査を希望する妊婦で発熱などの感染を疑う症状のない者	-	3,400人	-	19人	
	ウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い支援	新型コロナウイルスに感染後、陰性が確認されて退院した妊産婦のうち支援を希望する者	-	34人	-	0人	
	妊産婦健康講座	はじめてのパパママレッスン	妊娠週数16～31週の妊婦とその家族	41回	2,230人	22回	656人
未来のパパママ講座		これから親としての役割を担う青年期の男女	10回	1,000人	4回	379人	
思春期教育事業	思春期教室	市内の中学2年生	61回	7,940人	28回	6,979人	
	依頼の衛生教育	市内の各関係団体(延)	63回	5,330人	15回	677人	
母子相談事業	母子保健相談支援事業	母子健康手帳交付・妊婦個人指導(妊娠届出数)	妊娠届出書を提出したもの	13施設	5,734人	13施設	2,516人
		親子すこやか相談	市内在住の親子(延)	13会場	15,313人	11会場	3,972人
	はままつ女性の健康相談(妊娠SOSを含む)	妊娠期から子育て期等、女性の健康に関する相談者(延)	-	-	-	408人	
	産科受診等支援事業	特定妊婦と疑われる者のうち、妊娠の確認ができていない者で、産科受診等が困難と認められる者	-	-	-	1人	
	1歳6か月児健康診査事後相談	1歳6か月児健康診査にてことばの遅れ等気になる児とその保護者(延)	78回	778組	38回	203組	
	親と子の心理相談	市内在住の未就学児とその親(延)	-	1,191組	-	451組	
	ことばの相談	市内在住の未就学児とその親(延)	-	342組	-	115組	
	発達相談	市内在住の未就学児とその親(延)	6回	36組	3回	15組	
	未熟児相談交流会	出生体重1,500g未満児とその親(延)	2回	30組	1回	2組	
	健やか育児教育事業	天竜区在住の満2か月～4か月児とその親	6回	50組	3回	21組	
	産後ケア事業	市内在住の産後4か月未満の母子	-	1,757人	-	876人	
(新規)多胎ピアサポート事業	多胎プレパパママ教室	母子健康手帳の交付を受けた多胎妊婦及びその家族	4回	40組	2回	6組	
	家庭訪問による相談支援事業	浜松市在住の多胎妊産婦とその家族(産後1年頃まで)	-	50組	-	5組	
指導子事訪問	こんにちは赤ちゃん訪問	市内在住の生後4か月までの児	-	5,850人	-	2,622人	
	妊産婦乳幼児訪問	保健師による継続支援が必要な親子(延)	-	15,100人	-	7,643人	
食育推進事業	離乳食教室	生後5か月児をもつ親	72回	1,680人	36回	522人	
	もぐもぐ元気っこ教室	生後7～8か月児の児とその親	78回	3,096人	28回	588人	
	わくわくごはん教室	天竜区在住の5、6か月児とその親	6回	60人	3回	17人	
	食育講座	地域の育児グループや幼稚園、保育所、及びこども園、学校等の母子に関する団体等	195回	11,950人	42回	2,090人	
	食育研修会	浜松市内保育所、幼稚園、こども園、小学校の食育担当者	1回	100人	0回	0人	
療不妊費等支援	不妊専門相談センター事業(医師面接相談)	不妊に悩む夫婦(延)	6回	18組	1回	1組	

## 1. 妊産婦関係

### (1) 妊娠届出数・母子健康手帳交付・ハイリスク妊産婦

【表1】 妊娠届出数、個人指導数、及びハイリスク妊産婦の数

(単位:人)

	R1		R2		R3 上半期	
	数	率 (B/A)	数	率 (B/A)	数	率 (B/A)
妊娠届出数	5,734	-	5,475	-	2,516	-
母子健康手帳交付数	5,870	-	5,566	-	2,548	-
妊産婦個人指導数 (A)	5,815	-	5,511	-	2,531	-
ハイリスク妊産婦数 (B)	815	14.0%	758	13.8%	353	13.9%

\*妊娠届出数とは、飛び込み分娩を含み、多胎及び産後発行は含まない数

\*母子健康手帳交付数とは、多胎及び産後発行を含む数

\*妊産婦個人指導数とは、多胎を含まず、産後発行を含む数

- ・ ハイリスク妊産婦は、「メンタル」が最も多く、次いで「養育」となっている。

【表2】 ハイリスク妊産婦の内訳数とその割合

(単位:人)

	R1		R2		R3 上半期	
	数	率	数	率	数	率
ハイリスク妊産婦数	815		758		353	
若年妊婦	62	7.6%	42	5.5%	19	5.4%
飛び込み	4	0.5%	5	0.7%	2	0.6%
メンタル	354	43.4%	369	48.7%	166	47.0%
養育	317	38.9%	270	35.6%	133	37.7%
疾病	52	6.4%	35	4.6%	15	4.2%
多胎	50	6.1%	59	7.8%	24	6.8%
育児支援者がいない	166	20.4%	162	21.4%	57	16.1%
望まない妊娠	59	7.2%	26	3.4%	21	5.9%
遅れた妊娠届	39	4.8%	37	4.9%	14	4.0%
経済的困窮	63	7.7%	70	9.2%	36	10.2%
複数回の婚姻	15	1.8%	16	2.1%	4	1.1%
夫婦不和・DV	18	2.2%	18	2.4%	14	4.0%
転居・孤立	18	2.2%	14	1.8%	6	1.7%
被虐待歴あり	53	6.5%	43	5.7%	27	7.6%
虐待の既往あり	29	3.6%	23	3.0%	10	2.8%
その他	12	1.5%	26	3.4%	7	2.0%

## (2) 届出数の週数

- 令和3年度上半期における浜松市の満11週までの届出割合は92.5%であった。

【表3】 妊娠週数ごとの届出数

(単位：人)

令和3年度上半期

	発行数合計	～満11週	12～19週	20～27週	28週以上	産後発行 (飛込のみ)
浜松市 計	2,516	2,328	170	11	5	2
構成割合		92.5%	6.8%	0.4%	0.2%	0.1%
(全国の構成割合※)		(93.5%)	(5.0%)	(0.7%)	(0.4%)	(0.2%)

※ 令和元年度都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週数別の状況（厚労省）

(ただし、妊娠週数不詳の者を除く)

## (3) 届出数の年齢

- 令和3年度上半期における浜松市の25歳～29歳の届出割合は28.2%、30～34歳の届出割合は36.3%であった。
- 届出全体のうち、初産の者の割合は46.3%であった。また、初産の者のうち、25歳～29歳の割合が最も多く、37.8%であった。

【表4】 年齢ごとの届出数

(単位：人)

令和3年度上半期

	発行数合計	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上
浜松市 計	2,516	17	179	710	914	573	123
構成割合		0.7%	7.1%	28.2%	36.3%	22.8%	4.9%
(再掲:初産の者および 構成割合)	1,166 (46.3%)	15 (1.3%)	130 (11.1%)	441 (37.8%)	377 (32.3%)	164 (14.1%)	39 (3.3%)

## (4) 満28週以降及び産後の発行状況

- 満28週以降に発行した妊婦の理由は、望まない妊娠により妊娠届けが遅れた者、海外で妊娠し日本に来日・帰国し出産する予定の者及び経済的理由であった。

【表5】 母子健康手帳の満28週以降及び産後の発行状況

(単位：人)

	R1	R2	R3上半期
満28週以降	17	10	5
日本人	13	6	4
外国籍	4	4	1
産後発行（飛込のみ）	4	5	2
日本人	4	5	1
外国籍	0	0	1

(5) 妊婦健康診査

- ・ 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産が出来る体制を確保することを目的として実施。
- ・ 妊婦健康診査未受診の主な理由
  - ① 浜松市で受診票を発行した後に、他自治体へ転出
  - ② 受診票交付年度の次年度に受診

【表6】 妊婦健康診査の受診者数と受診率（回数・年度の別）  
（単位：人）

	R1	R2	R3上半期		
	受診率	受診率	対象者数	受診者数	受診率
初回	99.1%	98.0%	2,519	2,533	100.6%
2回目	97.6%	96.4%	2,496	2,489	99.7%
3回目	97.0%	95.8%	2,519	2,571	102.1%
4回目	95.5%	96.0%	2,541	2,615	102.9%
5回目	84.3%	82.9%	2,548	2,221	87.2%
6回目	94.7%	96.1%	2,557	2,659	104.0%
7回目	93.7%	95.1%	2,565	2,658	103.6%
8回目	93.0%	94.3%	2,573	2,664	103.5%
9回目	87.1%	90.4%	2,582	2,557	99.0%
10回目	88.8%	90.5%	2,590	2,529	97.6%
11回目	89.1%	91.9%	2,595	2,602	100.3%
12回目	80.8%	83.0%	2,598	2,345	90.3%
13回目	64.1%	65.1%	2,598	1,846	71.1%
14回目	41.8%	42.9%	2,598	1,168	45.0%
血液検査	93.5%	95.7%	2,579	2,654	102.9%
血算検査	77.6%	79.9%	2,597	2,266	87.3%
GBS検査	88.2%	91.2%	2,594	2,575	99.3%
超音波検査1	97.5%	96.2%	2,498	2,479	99.2%
超音波検査2	95.0%	95.6%	2,540	2,605	102.6%
超音波検査3	94.9%	95.5%	2,581	2,660	103.1%
超音波検査4	87.7%	90.9%	2,599	2,555	98.3%
歯科健診	42.3%	44.2%	2,584	1,281	49.6%

【表7】 多胎妊婦健康診査の受診票発行数と使用枚数・使用率  
（単位：人）

	R1	R2	R3上半期		
	使用率	使用率	発行数	使用枚数	使用率
多胎限定1	79.6%	71.2%	24	23	95.8%
多胎限定2	60.4%	62.1%	24	24	100.0%
多胎追加1	69.8%	67.1%	26	26	100.0%
多胎追加2	56.6%	59.4%	26	19	73.1%
多胎追加3	26.9%	31.9%	26	11	42.3%

(6) 新生児聴覚スクリーニング検査

- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査にかかる費用について、受診票を交付し公費助成を実施。
- ・ こんにちは赤ちゃん訪問時に母子健康手帳記載内容から新生児聴覚検査実施の有無や受診結果の把握をするとともに、検査未実施児について「乳児の聴覚発達チェック表」で音の出る玩具などを使い、保護者と聞こえの状態を確認し、心配がある場合には受診勧奨を行う。

【表 8】 新生児聴覚スクリーニング検査の実施結果

(単位:人)

	対象者数	受診者数	受診率	異常なし (Pass)	要再検 (Refer)	要再検率 (Refer率)	Refer	
							両側	一側
R2全体	5,497	5,345	97.2%	5,291	54	(1.0%)	12	42
R2 (再掲)	自動ABR	/	/	4,623	54	(1.2%)	12	42
	OAE	668	/	668	0	(0.0%)	0	0
R3上半期全体	2,787	2,712	97.3%	2,672	40	(1.5%)	14	27
R3 上半期 (再掲)	自動ABR	/	/	2,517	40	(1.6%)	14	27
	OAE	155	/	155	0	(0.0%)	0	0

※対象者数は出生数。

※要再検者は総合判定が要再検 (Refer) であったものの数を計上。

(7) 産婦健康診査

- ・ 産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査 (産婦健診) について、産婦一人あたり2回 (産後2週間、産後1か月) まで受診票を交付し公費助成を実施。
- ・ 問診、診察、体重・血圧測定、尿検査のほか、産後うつ病のスクリーニングとしてエジンバラ産後うつ病質問票を用いて実施。
- ・ 産婦健康診査の結果、実施機関において支援が必要と判断した場合は、①精神科専門機関を紹介、②市への支援を依頼、③実施機関 (自院) で継続フォロー等、速やかに対応を行う。

【表 9】 産婦健康診査実施結果

(単位:人)

	対象者数	受診者数	受診率	異常なし	要支援	要支援率	要支援者内訳 (重複あり)			
							専門機関紹介	市へ支援依頼	自院で継続フォロー	
R2	第1回	5,497	4,673	88.2%	4,160	513	11.0%	4 (0.8%)	299 (58.3%)	248 (48.3%)
	第2回	5,497	5,360	95.6%	5,103	257	4.8%	6 (2.3%)	191 (74.3%)	63 (24.5%)
R3 上半期	第1回	2,787	2,463	88.4%	2,171	286	11.6%	2 (0.7%)	161 (56.3%)	137 (47.9%)
	第2回	2,787	2,592	93.0%	2,443	148	5.7%	3 (2.0%)	103 (69.6%)	46 (31.1%)

※対象者数は出生数。

※要支援者内訳のパーセンテージは要支援者に占める割合。



### (8) 産後ケア事業

- ・退院直後等、支援の必要な母子を対象として、産婦人科医療機関・助産所にて、心身のケアや育児のサポート等を提供し、産後の新生活を安心してスタートできるように支援を行う。
- ・妊娠期から出産後までの切れ目ない支援を推進するため、令和2年度より子育て支援課から健康増進課へ事業移管し実施。
- ・母子保健法改正により、令和3年度より産後ケア事業が市町村の努力義務として法定化。対象年齢を1歳未満へ拡充、自己負担の軽減等制度充実を図っている。

【表10】産後ケア事業利用者数

(単位:人)

	R1		R2		R3 上半期	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
宿泊型	122	463	123	480	81	301
デイサービス型(1日)	34	42	33	44	38	50
デイサービス型(短時間)	505	505	533	533	397	397
訪問型	110	110	139	139	128	128
産後ケア利用実人数	646		734		537	

【表11】利用後の継続支援について

(単位:人)

令和2年度

	実人数	要継続者数	
		要継続者数	率
宿泊型	81	54	66.7%
デイサービス型(1日)	38	29	76.3%
デイサービス型(短時間)	397	258	65.0%
訪問型	128	20	15.6%

(9) はままつ女性の健康相談

- 平成 23 年 12 月 5 日から、妊娠期からの児童虐待防止を図ることを目的に予期せぬ妊娠相談窓口「妊娠 SOS」をあわせて実施。平成 28 年度から助産師による相談日を設け、メール相談も開設。さらに、平成 31 年 4 月より、助産師による不妊相談も開始した。
- 予期せぬ妊娠に関する相談件数は、61 件であった。相談経路は、「ネット・携帯サイトから相談を把握した方」「医療機関から紹介された方」が多かった。

【表 1 2】 はままつ女性の健康相談 相談延件数

(単位：件)

		R1	R2	R3上半期
電話	相談数	313	437	311
	(再掲) 女性の健康相談	204	341	261
	望まない妊娠に関する相談 (妊娠SOS)	109(*1)	96	50
		R1	R2	R3上半期
メール	相談数	48	64	97
	(再掲) 女性の健康相談	15	43	86
	望まない妊娠に関する相談 (妊娠SOS)	33	21	11

(\*1) うち面接相談 4 件

【表 1 3】 はままつ女性の健康相談 相談の内訳

(単位：件)

令和 3 年度上半期

	電話	メール	総計
女性の健康相談	261	86	347
思春期	3	0	3
不妊	14	8	22
妊娠	25	3	28
出産	1	0	1
育児	52	11	63
更年期	25	0	25
疾病その他	141	64	205
妊娠SOS相談	50	11	61
妊娠の可能性	14	8	22
中絶	21	0	21
妊娠継続	7	0	7
費用	3	3	6
DV・性被害	1	0	1
出産後の事	1	0	1
その他	3	0	3

- 女性の健康相談の相談件数が増加した。そのうち約半数は頻回に相談がある方からの相談で、実人数は昨年度とほぼ同様であった。
- 妊娠 SOS 相談では、「妊娠の可能性」「中絶」に関する相談がそれぞれ約 3 割を占めた。

## 2. 乳幼児健康診査関係

### (1) 乳幼児健康診査受診率

- ・ 乳幼児の疾病等の早期発見及び適切な保健指導を図るため、委託医療機関で乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の健全な育成を図る。
- ・ 4か月児健康診査、10か月児健康診査は医療機関に委託して個別に実施し、1歳6か月児健康診査は市の直営で集団健診として実施している。3歳児健康診査は、直営・集団で実施する区と、委託・個別で実施する区が並存している。
- ・ 令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一定期間集団健診を休止し、医療機関における個別健診にて実施した。

【表14】 乳幼児健康診査の受診率（種類・年度の別）

（単位：％）

	R1		R2		R3上半期	
		(政令市平均)		(政令市平均)		(政令市平均)
4か月児健診	99.2	(96.4)	99.0	(96.0)	98.2	( - )
10か月児健診	97.3	(89.6)	97.6	(91.0)	95.3	( - )
1歳6か月児健診	98.5	(95.9)	95.9	(96.8)	99.5	( - )
3歳児健診	98.2	(94.1)	98.8	(96.2)	94.6	( - )

### (2) 4か月児健康診査

【表15】 4か月児健康診査の受診者数、受診率、健診結果の内訳

（単位：人）

令和3年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果						
				異常なし	要観察	要精密	要治療		既医療	要支援・要指導
							精神	身体		
浜松市 計	2,587	2,541	98.2%	1,950	229	205	0	21	134	2

【表16】 4か月児精密健康診査の交付件数・受診件数

（単位：件）

令和3年度上半期

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	259	242	187	44	11
【再掲】 股関節脱臼	182	173	156	14	3

(3) 10か月児健康診査

【表17】 10か月児健康診査の受診者数、受診率、健診結果の内訳

(単位：人)

令和3年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果						
				異常なし	要観察	要精密	要治療		既医療	要支援・ 要指導
							精神	身体		
浜松市 計	2,854	2,719	95.3%	2,230	286	86	0	15	93	9

【表18】 10か月精密検査の交付件数・受診件数

(単位：件)

令和3年度上半期

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	102	94	28	53	13

(4) 1歳6か月児健康診査

【表19】 1歳6か月児健康診査（一般健診）の受診者数、受診率、健診結果

(単位：人)

令和3年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果				
				異常なし	要観察	要精密	要治療	既医療
浜松市 計	2,782	2,768	99.5%	2,400	166	76	16	110
中区	853	852	99.9%	740	51	29	3	29
東区	534	514	96.3%	481	13	15	0	5
西区	354	352	99.4%	305	27	2	2	16
南区	337	344	102.1%	303	5	14	1	21
北区	272	293	107.7%	215	36	8	9	25
浜北区	385	368	95.6%	322	29	7	0	10
天竜区	47	45	95.7%	34	5	1	1	4

【表20】 1歳6か月児健康診査（歯科健診）の受診者数、受診率、健診結果  
（単位：人） 令和3年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	歯科健診の結果		
				むし歯なし	むし歯あり	1人平均むし歯本数
浜松市計	2,782	2,768	99.5%	2,749	19	0.03本
中区	853	853	100.0%	845	8	0.03本
東区	534	514	96.3%	512	2	0.02本
西区	354	352	99.4%	350	2	0.04本
南区	337	344	102.1%	339	5	0.06本
北区	272	293	107.7%	292	1	0.01本
浜北区	385	367	95.3%	366	1	0.01本
天竜区	47	45	95.7%	45	0	0.00本

【表21】 1歳6か月児精密健康診査の交付件数・受診件数  
（単位：件） 令和3年度上半期

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市計	79	63	23	32	8

【表22】 1歳6か月児健康診査の事後者数、事後率、事後内訳（年度別）  
（単位：人）

	受診者数	事後者数※		事後内訳							
				身体		精神		栄養		養育	
		率	率	率	率	率	率	率	率		
R1	6,245	2,067	33.1%	279	4.5%	1,816	29.1%	12	0.2%	316	5.1%
R2	5,928	1,910	32.2%	215	3.6%	1,686	28.4%	11	0.2%	287	4.8%
R3	2,768	1,075	38.8%	131	4.7%	976	35.3%	1	0.0%	144	5.2%

※事後者とは、1歳6か月児健診従事者が支援を要すると判断した児

【表23】 1歳6か月児健康診査受診者数における精神事後の内訳（年度別）  
（単位：人）

	受診者数	事後者数	精神事後		精神事後内訳					
					発達障がい疑い		疾病		その他	
			率	率	率	率	率	率		
R1	6,245	2,067	1,816	29.1%	1,119	17.9%	27	0.4%	670	10.7%
R2	5,928	1,910	1,686	28.4%	1,065	18.0%	24	0.4%	597	10.1%
R3	2,768	1,075	976	35.3%	604	21.8%	16	0.6%	356	12.9%

(5) 3歳児健康診査

- ・ 中区、東区、西区、南区、北区において、一般健診は個別健診。歯科は集団健診。浜北区、天竜区においては、一般、歯科ともに集団健診。
- ・ 令和2年度より、中区、東区、西区、南区、北区において、歯科も個別健診にて対応。

【表24】 3歳児健康診査(一般健診)の受診者数、受診率、健診結果の内訳  
(単位：人) 令和3年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果					
				異常なし	要観察	要精密	要治療	既医療	要支援・要指導
浜松市 計	3,056	2,892	94.6%	2,031	315	310	28	167	41
中区	897	824	91.9%	563	72	111	8	57	13
東区	548	525	95.8%	345	68	61	7	39	5
西区	360	357	99.2%	283	25	31	1	15	2
南区	410	368	89.8%	219	69	47	1	19	13
北区	350	313	89.4%	224	22	32	8	19	8
浜北区	443	454	102.5%	354	54	26	3	17	0
天竜区	48	51	106.3%	43	5	2	0	1	0
個別	2,565	2,409	93.9%	1,651	258	284	25	150	41
集団	491	483	98.4%	380	57	26	3	17	0

【表25】 3歳児精密健康診査の交付件数・受診件数  
(単位：件) 令和3年度上半期

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	421	372	175	142	55

【表26】 3歳児健康診査(歯科健診)の受診者数、受診率、健診結果の内訳  
(単位：人) 令和3年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	歯科健診の結果			
				むし歯なし	むし歯あり	1人平均むし歯本数	不正咬合
浜松市 計	3,056	2,229	72.9%	1,978	251	0.35本	479
中区	897	611	68.1%	542	69	0.31本	158
東区	548	374	68.2%	331	43	0.44本	88
西区	360	262	72.8%	227	35	0.45本	55
南区	410	262	63.9%	231	31	0.41本	66
北区	350	214	61.1%	181	33	0.42本	54
浜北区	443	457	103.2%	422	35	0.23本	53
天竜区	48	49	102.1%	44	5	0.18本	5

(6) 3歳児健康診査における診察所見の内訳（主に発達に関する内容を抜粋）

【表27】 3歳児健康診査における有所見者の診察所見

（単位：人）

		R2		R3上半期	
			率		率
言語 発達	言語の遅れ	256	4.0%	101	3.5%
	発音	113	1.8%	65	2.2%
	吃音	18	0.3%	10	0.3%
	その他	53	0.8%	18	0.6%
情緒 行動 発達	視線のあいにくさ	72	1.1%	25	0.9%
	対人関係	144	2.3%	54	1.9%
	チック	6	0.1%	1	0.0%
	多動	190	3.0%	76	2.6%
	その他	118	1.9%	44	1.5%
生活	睡眠の異常	19	0.3%	13	0.4%
	食習慣の問題	33	0.5%	12	0.4%
	生活習慣の問題	58	0.9%	22	0.8%
	その他	45	0.7%	21	0.7%
子育て	養育者の健康問題	23	0.4%	9	0.3%
	養育不安	51	0.8%	15	0.5%
	その他	49	0.8%	17	0.6%

(7) 乳幼児健康診査における保護者の状況

【表28】 健やか親子21指標の全国共通問診項目（一部抜粋）（複数回答）

（単位：件）

令和3年度上半期

	4か月児	1歳6か月児	3歳児
しつけのしすぎ	3	32	57
感情的に叩く	7	87	136
乳幼児だけを残して外出	11	11	4
長時間食事を与えない	1	2	2
感情的な言葉で怒鳴る	52	419	848
口をふさぐ	8	11	
激しく揺さぶる	1	3	

（単位：人）

（参考）受診者数	2,541	2,768	2,892
----------	-------	-------	-------

【表29】 表28の項目に1つでも該当すると答えた親の割合

（単位：％）

	R1	R2	R3上半期	※全国
4か月児	3.8	2.9	2.8	6.4
1歳6か月児	19.5	20.2	17.9	17.3
3歳児	36.1	33.3	33.9	32.7

※R2年度全国調査結果

### 3. 訪問指導

#### (1) こんにちは赤ちゃん訪問

- ・ こんにちは赤ちゃん訪問は 100%の実施を目指している。
- ・ 訪問未実施の理由
- ・ ① 未熟児や疾病等にて長期入院のため、生後 4 か月を経過してしまう。  
(退院後、乳幼児訪問として地区担当保健師が訪問を実施している。)
- ・ ② 訪問拒否 (第 2 子なので、育児経験がある、新型コロナウイルス感染症への不安や心配 等)

【表 3 0】 出生数及びこんにちは赤ちゃん訪問実人数 (単位：人)

	R1		R2		R3上半期	
		実施率		実施率		実施率
出生数	5,742	-	5,497	-	2,787	-
訪問数 (こんにちは赤ちゃん)	5,703	99.3%	5,449	99.1%	2,622	94.1%
助産師	4,110	-	4,015	-	1,930	-
保健師	1,593	-	1,434	-	692	-
継続支援者数	1,093	-	1,106	-	548	-
継続支援者割合率	19.2%		20.3%		20.9%	

※出生数は年度内に出生した者、訪問数は年度内に訪問した者を報告。

#### (2) 妊産婦乳幼児訪問

【表 3 1】 妊産婦乳幼児訪問延人数 (単位：人)

	R1	R2	R3上半期
訪問数 (妊産婦乳幼児)	14,322	16,245	7,643
妊産婦	2,903	3,110	1,440
母性・父性	2,708	3,604	1,553
乳幼児	8,437	9,236	4,524
思春期	253	282	119
心身障害児	21	13	7



#### 4. 予防接種関係

子どもを対象とする予防接種を実施することにより、感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。

##### (1) 定期予防接種及び任意予防接種

【表32】 定期予防接種 接種率 (単位：%)

	R1	R2	R3上半期
ロタウイルス	-	68.2	49.6
ヒブ	92.5	98.9	50.3
小児用肺炎球菌	93.0	98.6	50.3
B型肝炎	93.1	98.6	50.0
4種混合	96.9	100.8	47.8
ジフテリア・破傷風混合第2期	83.0	91.6	46.3
B C G	95.1	100.2	49.6
麻しん・風しん混合第1期	97.0	92.7	48.8
麻しん・風しん混合第2期	96.2	96.5	61.8
水痘	96.7	96.3	44.2
日本脳炎第1期	112.6	112.7	33.5
日本脳炎第2期	84.5	87.8	18.4
HPV (子宮頸がん予防)	0.6	2.4	1.4

※接種率の対象者数は、各年度の標準接種年齢を基準とする。

※ロタウイルスは、令和2年10月から定期接種を実施。

※日本脳炎は、特例対象者の接種を含まない。

※HPV接種率は、13歳の3回目接種者数/13歳女子人口により算出。

##### (2) 子宮頸がん予防の取り組み

###### ① 思春期教室 (希望のあった中学の2年生対象に実施。)

- ・テキストに、子宮頸がんの原因、がん検診の必要性、予防の大切さを記載。  
(テキストは浜松市内の全ての中学2年生に配布。配布数約7,600部)。

###### ② 未来のパパママ講座

- ・講義やリーフレットで、がん検診の必要性を説明し、20歳からの受診を勧奨。

###### ③ 子宮頸がん検診

- ・20歳の女性の方に対して、子宮頸がん検診無料クーポン券を3,654人に送付。  
(子宮頸がん検診受診の必要性について記載したがん検診手帳を同封。)
- ・「LINE等のDXを活用した子宮頸がん検診受診率向上施策」により、若年層の多くが利用しているLINEを活用した受診勧奨等を実施。
- ・検診未受診者には、年度の途中で受診勧奨通知を送付し、休日検診を実施。

【表33】 子宮頸がん検診 受診率 (20～39歳) (単位：%)

	R1	R2	R3上半期*
受診率	12.5	14.6	7.5

※上半期受診者数/年間対象者数にて算出

### (3) HPVワクチンの積極的勧奨の再開について

- 平成 25 年 6 月（平成 25 年 6 月 14 日付け厚生労働省健康局長通知）から HPV ワクチンの積極的な勧奨が差し控えてられてきたが、国は令和 3 年 11 月 26 日の通知をもって、勧奨差し控えを廃止した。
- 対象者等に対する周知については、予防接種法施行令第 6 条の規定に基づき、「やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし確実な周知に努めること。」と示されている。
- 本市においては、既に令和 2・3 年度に定期接種対象者へ国のリーフレットを活用し制度周知のため個別送付を行ったが、令和 4 年 4 月以降は個別勧奨として実施する。

【表 3 4】 HPVワクチン接種者数 (単位：人)

	1 回目	2 回目	3 回目	延人数
R1	251	171	120	542
R2	1,220	1,004	711	2,935
R3 上半期	1,390	948	324	2,662

## 5. 医療費助成関係

### (1) 未熟児養育医療費

- ・ 出生時体重が 2,000 g 以下または生活力が特に薄弱な子どもの入院医療費を助成。

【表 3 5】 未熟児養育医療 承認延件数

(単位:件)

	R1	R2	R3上半期
承認数	171	111	84

### (2) 自立支援医療費（育成医療）

- ・ 身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療を給付するため、医療費の一部を助成。子ども医療費助成制度において自己負担金の払い戻しが受けられる（令和元年 10 月より高校生世代まで対象が拡大）。

【表 3 6】 自立支援医療（育成医療） 承認延件数

(単位:件)

	R1	R2	R3上半期
承認数	193	133	77

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の制度改正により、上記承認件数のほか、延 139 件について有効期間を 1 年自動延長した。

### (3) 小児慢性特定疾病医療費

- ・ 慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、厚生労働大臣が定めた疾患に罹った場合、医療費の一部を助成。子ども医療費助成制度において自己負担金の払い戻しが受けられる（令和元年 10 月より高校生世代まで対象が拡大）。
- ・ 平成 27 年 1 月から児童福祉法の改正に伴い、対象疾病の拡大及び医療費助成対象者の自己負担等が見直された。

【表 3 7】 小児慢性特定疾病医療 承認延件数

(単位:件)

	R1	R2	R3上半期
新規承認数	130	112	49
継続承認数	684	786	705

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の制度改正により、有効期間を 1 年自動延長した。

#### (4) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

- ・ 特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に要した費用の一部を補助。
- ・ 平成 21 年度から、市単独助成（所得制限撤廃、上乘せ 5 万円補助）を開始。
- ・ 平成 28 年度から通算助成回数を変更し、妻の対象年齢を制限。
- ・ 令和 2 年度から新型コロナウイルス感染拡大を鑑み、年齢制限を一部緩和。令和 3 年 1 月 1 日治療終了分より助成制度拡充（助成上限額拡充、出産により助成回数リセット、対象者に事実婚追加）。

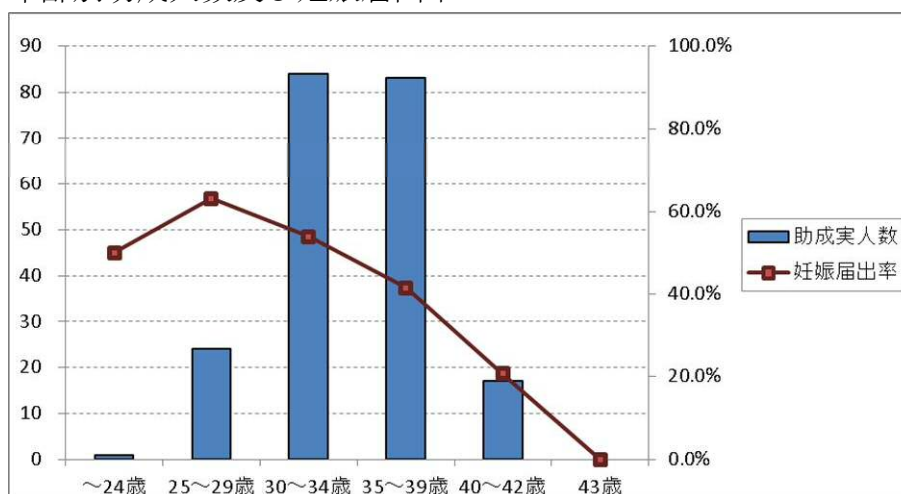
【表 3 8】 不妊に悩む方への特定治療支援事業 助成延件数  
(単位:件)

	R1	R2	R3上半期
補助金助成件数	1,240	1,196	621

【表 3 9】 令和 3 年度上半期 特定不妊治療費助成者に対する妊娠届出者数  
(単位:人)

年齢	助成実人数 A	妊娠届出者数 B	助成人数あたり 妊娠届出率 B/A
合計	483	209	43.27%
～24歳	2	1	50.00%
25～29歳	38	24	63.16%
30～34歳	156	84	53.85%
35～39歳	200	83	41.50%
40～42歳	82	17	20.73%
43歳	5	0	0.00%

年齢別助成人数及び妊娠届出率



(5) 一般不妊治療支援事業

- ・ 人工授精に要した費用の一部を補助。平成 26 年度から助成を開始。
- ・ 1 夫婦に対し 6 万 3 千円を上限に、自己負担額の 10 分の 7 以内の額を助成。

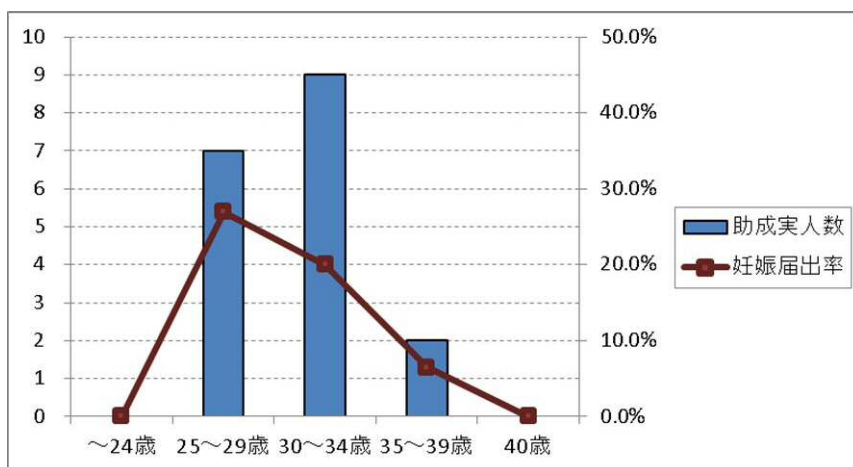
【表 4 0】 一般不妊治療費支援事業 助成延件数 (単位:件)

	R1	R2	R3上半期
補助金助成件数	339	299	106

【表 4 1】 令和 3 年度 一般不妊治療費助成者に対する妊娠届出者数 (単位:人)

年齢	助成実人数 A	妊娠届出者数 B	助成人数あたり 妊娠届出率 B/A
合計	106	18	16.98%
～24歳	0	0	0.00%
25～29歳	26	7	26.92%
30～34歳	45	9	20.00%
35～39歳	31	2	6.45%
40歳	4	0	0.00%

年齢別助成人数及び妊娠届出率



(6) 不育症治療支援事業

- ・ 不育症治療（助成対象の検査・治療のみ。医療保険適用外のみ）に要した費用の一部を補助。平成 29 年度から、助成を開始。
- ・ 1 夫婦に対し 24 万 5 千円を上限に、自己負担額の 10 の 7 以内の額を助成。

【表 4 2】 不育症治療支援事業 助成延件数 (単位:人)

	R1	R2	R3上半期
補助金助成件数	15	17	6

## Ⅱ 令和3年度上半期 浜松市児童福祉事業 事業実績報告

### 1. 子育て支援ひろば事業

妊婦や概ね3歳未満の乳幼児とその保護者が気軽に立ち寄ることができる場を提供し、育児相談・発達に応じた遊びの紹介等を行い、安心して子育てができる環境を整備することで、地域の子育て支援の充実を図る。

委託事業として概ね週4～7日、市内の保育所等で開催し、地域の実情に応じて加算事業<sup>※1</sup>を実施している。

- ・8月20日から9月30日までの間、静岡県が緊急事態宣言区域に指定されたことを受け、常設ひろば・出張ひろばでは1組あたりの利用時間の目安を1時間とした。
- ・上記期間以外は、利用前の体調確認、入室組数の制限等の感染症対策を行った上で通常通り実施している。

【表43】 子育て支援ひろばの実施状況

		R1	R2	R3 上半期
会場数		25 か所	25 か所	25 か所
参加人数 (延)	0歳児	29,110人	20,849人	12,398人
	1歳児	36,213人	24,574人	14,511人
	2歳児	21,773人	15,937人	8,249人
	3歳児	6,798人	5,524人	1,485人
	3歳児以上	3,463人	1,969人	1,758人
	小学生	1,991人	274人	279人
	妊婦 <sup>※2</sup>	243人	275人	2,352人
	保護者	86,250人	60,299人	32,336人
	計	185,841人	129,701人	73,368人
1回の平均参加組数		15.6組	12.2組	10.4組

#### ※1 【加算事業】(プラスサポート)

地域の実情や利用者のニーズに応じて、よりきめ細やかな支援として実施する。

- ・出張ひろば…子育て支援ひろばを常設できない地域に、親子が集う場を週1回開設する。
- ・妊婦支援…助産師による相談や先輩ママとの交流を通し、出産や育児の不安を和らげる。
- ・発達支援…子どもの発達について専門知識を有するものが相談に応じる。
- ・孫育て支援…祖父母を対象に孫や子育て中の親とのかかわり方の講座を行う。
- ・親支援…就学前の幼児のいる保護者を対象に講座や相談に応じる。
- ・外国人支援…通訳を介しての相談や地域の親子との交流を促す。
- ・長期休暇支援…園や学校の長期休暇時に小学生までの親子がひろば利用できる。

#### ※2 妊婦(初妊婦及び経産婦)

令和3年度より、子連れの経産婦を含めた計上となっている。

## 2. はまずくヘルパー利用事業

妊娠中又は出産後1年未満の時期にあつて身近に相談できる者がなく、家事や育児を行うことが困難である者に対して、家事又は育児相談を行う育児支援ヘルパーを当該家庭に派遣し、「相談しやすい話し相手」としての相談支援を行うことにより、家庭や地域での孤立感の解消とともに家事又は育児負担の軽減を図る。

- ・申請時やサービス利用時に相談支援を行い、育児の不安感や日常の家事における困りごと等の軽減することに努めている。
- ・必要に応じて地区の担当保健師と情報共有しながら、適切なタイミングで必要な支援ができるように関係機関と連携を図っている。
- ・事業の利用者の要望に寄り添ったサービスを提供することで、第2子以降の再申請など、リピーターの増加につながっている。
- ・産前産後の体調不良や育児不安がある利用者など。支援を必要とする家庭に対して比較的受け入れられやすい家事支援をとおり、早期からの支援で孤立した育児、虐待予防に効果があると考えられる。
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策として、利用者・訪問者が体調不良時の訪問中止ならびに訪問者の感染予防対策を徹底して行っている。

【表44】 新規登録者数、申請時期 (単位：人)

		R1	R2	R3 上半期
新規登録者数		288	278	171
多胎、未熟児養育医療対象 児を養育している場合		22	18	11
申請時期	妊娠中	192	183	95
	出産後	96	95	76

【表45】 利用者数 (単位：人)

	R1	R2	R3 上半期
利用者数	173	133	101

### 3. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・看護師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。専門的相談支援を行う養育支援訪問員と家事・育児の援助を行う養育支援ヘルパーがある。

- ・養育支援が必要な家庭に対して、早期から介入することで養育環境の改善、養育者の育児不安の解消及び養育技術の提供の充実を図ることができた
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策として、利用者・訪問者が体調不良時の訪問中止ならびに訪問者の感染予防対策を継続して行っている。

【表 4 6】 養育支援訪問員による訪問件数 (単位：件)

	R1	R2	R3 上半期
訪問件数(実)	44	74	65
訪問回数(延)	502 回	980 回	453 回

【表 4 7】 養育支援訪問員による支援対象区分※ (単位：件)

	R1	R2	R3 上半期
特定妊婦	4	8	7
要支援児童	18	43	44
要保護児童	22	23	14
計	44	74	65

【表 4 8】 養育支援ヘルパーによる訪問件数 (単位：件)

	R1	R2	R3 上半期
訪問件数(実)	6	5	3
訪問回数(延)	66 回	69 回	5 回

【表 4 9】 養育支援ヘルパーによる支援対象区分※ (単位：件)

	R1	R2	R3 上半期
特定妊婦	0	0	0
要支援児童	0	2	2
要保護児童	6	3	1
計	6	5	3

※支援対象区分（児童福祉法第6条3項に基づく）

特定妊婦…出産後の養育について出生前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦  
 要支援児童…乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要認められる児童

要保護児童…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童



#### 4. 発達支援広場事業（たんぽぽ広場）

1歳6か月児健康診査等で言葉の遅れや対人面の問題があり、発達障がい疑われる幼児に早期療育的アプローチを行うとともに、保護者に対し幼児にとって適切な働きかけができるよう支援する。

委託事業として概ね週1回、センター型8会場、施設型3会場で実施している。

センター型は、親子が通所しやすい各区の保健センターや区役所等の会場にて母子愛着の形成、集団生活への適応などを促すプログラムを実施する。

施設型は、発達の課題に応じた対応に考慮しながら、参加児やその保護者が就園に向けた生活の準備ができるよう、生活習慣の習得や集団生活への適応などを促すプログラムを実施する。

- ・令和3年度からは、感染症対策のため、会場ごとの1回の参加上限人数を制限し参加者間の距離を保ちながら開催している。
- ・参加待機期間を短縮するため、令和3年7月からセンター型会場（ふれあい交流センター萩原：北区初生町）を1会場増設し、居住区に関わらず参加できるようにした。

【表50】 センター型の参加状況 (単位：人)

	R1	R2	R3 上半期
参加児数(実)	423	369	218
参加児数(延)	4,060	2,238	1,520

【表51】 施設型の参加状況 (単位：人)

	R1	R2	R3 上半期
参加児数(実)	238	206	211
参加児数(延)	3,562	2,909	1,577

## 5. 発達障害者支援センター運営事業（発達相談支援センター「ルピロ」）

電話相談、来所相談などにより、発達障がい児（者）及びその疑いがある児（者）とその家族等に対し、適切な情報提供や関係機関の紹介を実施するとともに、関係機関との連携を随時行い、対象者への支援を図っている。

また、発達障害に関する講演会、研修会等で啓発を図るとともに、関係機関に対し技術支援を行う等、総合的な支援を行っている。

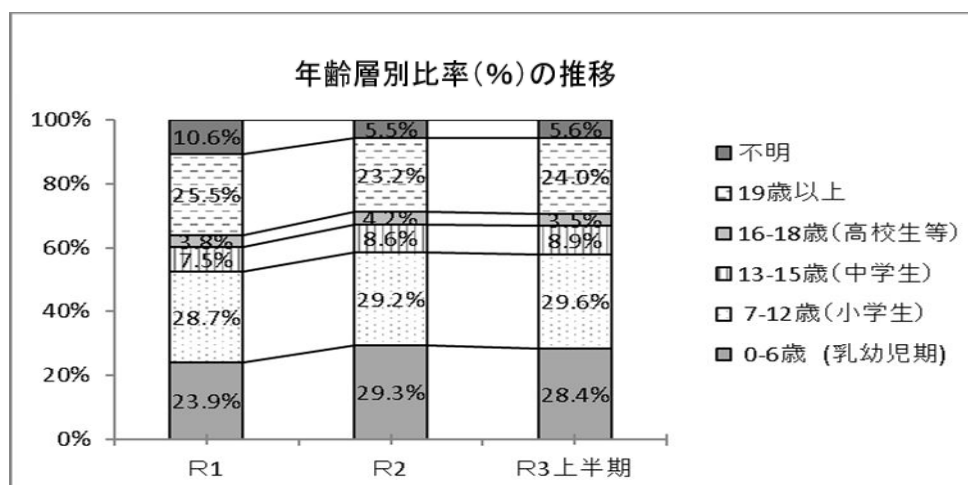
- ・令和3年度上半期の実績として、新型コロナウイルス感染症流行による緊急事態宣言発令期間中は、来所による相談数や学校・園への訪問数が減少した。その他の時期については前年度を上回る件数の相談に対応しており、支援者研修等も計画どおりに進んでいる。

【表5 2】 相談件数（延件数） （単位：件）

	R1	R2	R3 上半期
相談件数(延)	5,475	4,538	2,102

【表5 3】 相談者の年齢構成（実人数） （単位：人・％）

	R1		R2		R3 上半期	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0-6歳（乳幼児期）	360	23.9	359	29.3	251	28.4
（0-3歳（乳幼児前期））	(88)	(5.8)	(101)	(8.3)	(60)	(6.8)
（4-6歳（乳幼児後期））	(272)	(18.1)	(258)	(21.0)	(191)	(21.6)
7-12歳（小学生）	431	28.7	357	29.2	262	29.6
13-15歳（中学生）	112	7.5	105	8.6	79	8.9
16-18歳（高校生等）	57	3.8	52	4.2	31	3.5
19歳以上	384	25.5	284	23.2	212	24.0
8. 不明	159	10.6	67	5.5	50	5.6
計	1,503	100	1,224	100	885	100



### Ⅲ 妊娠期を含む若年女性の健康なからだづくり

#### 1 背景

- ・ 厚生労働省は、令和3年3月31日に平成18年作成の「妊産婦のための食生活指針」を「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」に改定。妊娠中の体重増加指導の目安を引き上げ、妊娠前の女性も対象とした。
- ・ 浜松市の現状（妊婦質問票・浜松市保健総合管理システムより）
  - ① 全国平均と比較して、20歳代女性のやせの者の割合が多い
    - ※ 令和元年 全国 20.7% 浜松市 23.3%
  - ② 「バランスの良い食事を実践していない」女性の割合が、若い世代ほど高い
    - ※ 令和元年 29歳以下 30.3% 30歳以上 24.9%
    - 令和2年 29歳以下 27.1% 30歳以上 23.0%

#### 2 内容

##### (1) 妊産婦への対策

「あなたと赤ちゃんのためのおすすめ食生活」リーフレットを作成（別紙）

（母子健康手帳交付時に配布）

※ 静岡県栄養士会と協働作成

（活用方法）

保健師が、母子健康手帳交付時に妊婦のBMIと体重増加量の目安をチェックし、適切な体重増加量と食生活についての情報提供、及び必要に応じて管理栄養士からの食生活支援

※ 令和4年4月より実施予定（令和4年3月プレ実施）

##### (2) 妊娠前の若い世代（高校生、大学生等）への対策

健康なからだづくりと将来の生活習慣病予防を目的とした若い世代に向けたリーフレットの作成（令和4年度作成予定）

（活用方法）

高校や大学等と連携し、適正体重の維持と適切な食生活の知識の普及、及び健康意識の向上のための情報提供。

## IV 流産・死産後の心理社会的支援に関する実態調査

### 1 目的

近年、流産や死産を経験した女性等に対する心理社会的支援の必要性が指摘されている。本市においても、各母子保健事業実施の際に、流産や死産を経験した女性を含め、きめ細かな支援を行うための体制整備を進めるため、流産や死産を経験した女性等に対する支援について、市内の産婦人科医療機関および助産所での対応状況を把握し、今後の取り組みの参考にする。

### 2 調査方法 郵送によるアンケート調査

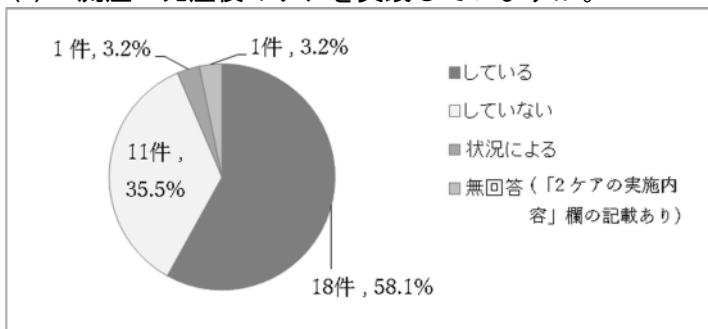
### 3 実施時期 令和3年11～12月

### 4 調査対象 市内産婦人科医療機関および助産所 33件

### 5 回答数 31件（産婦人科医療機関28件、助産所3件） 回答率93.9%

### 6 結果

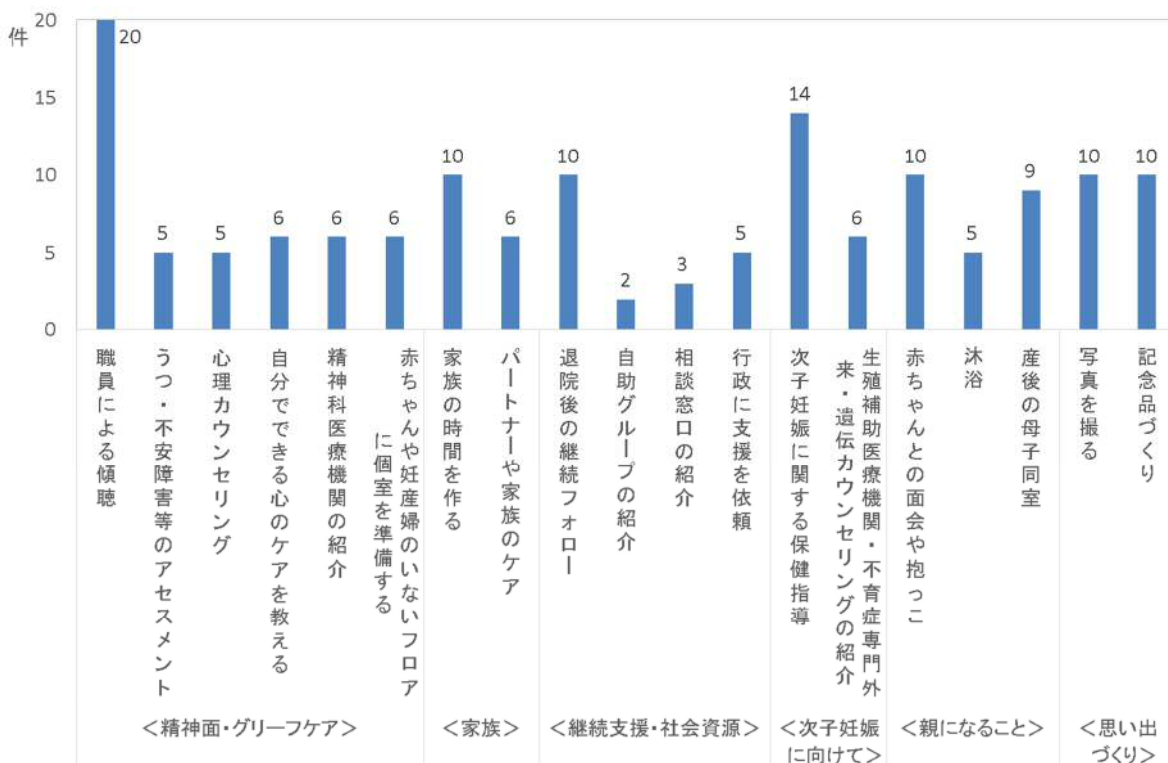
#### (1) 流産・死産後のケアを実践していますか。



調査に回答があった31件のうち、20件(64.5%)で、何らかのケアを実践している状況。

#### (2) (1)で何らかのケアを実践していると回答した場合の実施内容および状況

「ケアの実施内容」欄に記載のあった20件について



## 7 まとめ

流産・死産後の支援について、調査を行った市内産婦人科医療機関・助産所のうち約6割で何らかのケアが実践されており、医師・助産師・看護師、また医療機関によって心理職もそれぞれの場面で関わり、ケアに携わっている状況がわかった。

その中で、精神面のケアについては、入院中や産後の受診時のケアだけでは不十分と感じられている部分であり、退院後・通院終了後の支援において行政や自助グループ等の地域資源との連携が望まれている。

## 8 今後の取り組み

- ・流産・死産を経験した方の相談窓口および自助グループに関するちらしを作成し、産科医療機関や助産所等に周知を行う。
- ・関係機関と連携し、保健師による継続支援等の体制を整備する。

## V 産後ケア事業利用者へのアンケート調査

### 1 目的

産後ケア事業の利用者満足度の調査を実施することで事業評価をし、より効果的な支援に向けて見直しをする。

### 2 調査方法

郵送でアンケート協力依頼を行い、インターネットによるアンケートフォームを用いて実施。

### 3 調査期間

令和3年11月

### 4 対象者

令和3年4月1日～同年9月30日までの利用者 計538件

### 5 回答数

回答数192件、回答率35.7%

### 6 結果

#### (1) 利用者の傾向について

- ・利用時の赤ちゃんの月齢別延人数は、0か月児が101人、34.0%と最も多く、4か月未満での利用が233人、78.5%であった。
- ・産後ケア事業を知ったきっかけは、出産施設が91人、33.8%と最も多く、続いて母子健康手帳交付が49人、18.2%であった。
- ・希望するケアの内容については、宿泊型では利用者自身のケアや育児手技、授乳ケアや休息など複数の目的を持って利用する傾向がみられた。一方で、デイサービス型や訪問型では、授乳ケアを主目的として利用する傾向がみられた。

#### (2) 満足度について

- ・どのタイプのサービスも、9割以上の方が「満足」と回答した。
- ・利用して良かった点として、宿泊型は「施設の設備」、デイサービス型や訪問型は「助産師等の指導内容」と回答した方が多くみられた。
- ・どのタイプのサービスも、約6割の人が利用する事で育児への不安が「減った」と回答した。軽減できた不安の内容としては、「授乳・沐浴・寝かしつけ・啼泣時の対応」「赤ちゃんとの関わり方」「離乳食の形態やあげ方」等、育児手技全般や、「大丈夫と言ってもらえて気持ちが楽になった」「頑張りを認めてもらった」「話を聞いてもらうだけで不安が減った」等、母の精神面に関するものが挙げられた。
- ・利用後の育児に対する自信については、約8割が「自信がついた」と回答した。一方で、利用後の利用者の体調については、「変わらない」と回答している方が全体の約4～5割であった。

### (3) 利用者の意見・感想

- ・周知方法について：産後ケア事業は素晴らしい事業なのに知らない人がいて残念、母子健康手帳交付時にもっと詳しく紹介して欲しい、わかりやすいチラシにして欲しい等。
- ・利用について：育児に自信がついた、じっくり相談できた、話を聞いてもらい気分転換になった、頼れる場所を見つける事ができた等。

### (4) 制度改善に関する意見

- ・申請方法について、現在の窓口申請のみではなく、インターネット（LINE）を利用した申請方法を取り入れて欲しい。
- ・利用回数について、デイサービス型（短時間）や訪問型について、1回のみの利用ではなく、複数回利用したい。

## 7 まとめ

今回のアンケート結果から、利用者の満足度は高かった。また利用することで、育児手技等の獲得などにより親としての自信につながるだけでなく、利用者の気分転換や気持ちの支えとなっていた。

## 8 今後の取り組み

- ・支援の強化を図るため、デイサービス型（短時間）・訪問型の利用可能日数を通算7日間へ拡大する。
- ・利便性向上のため、電子申請及びオンライン面接に対応する。
- ・対象者への効果的な制度周知方法について検討をする。
- ・サービスの質の向上や関係機関の円滑な連携を目的に、実施施設間の情報共有や研修の機会を持つなどして、さらに効果的な事業となるよう努めていく。

## VI 産科・精神科・行政等の連携

### 1 目的

産科医療機関・精神科医療機関・行政等の連携を強化し、メンタルヘルス不調の妊産婦等に対し、他機関・多職種による切れ目のない支援を行う。

### 2 背景

- ・「産後うつ」の予防や新生児への虐待予防等を図るため実施している産婦健康診査では、健診の結果、支援が必要と認められる産婦について、適切な支援につながるよう関係機関との連携を図ることが求められている。必要に応じて、精神科医療機関へつなぐ場合もあるが、本人の受診意欲が低い、タイムリーに受診予約がとれない等、課題が生じている。
- ・平成 29 年に出された国の自殺総合対策大綱の中で「妊産婦支援施策等との連携」に関することが明記され、妊産婦のメンタルヘルスの課題に包括的に対応するため、各機関が連携し、支援にあたることが示された。
- ・平成 31 年に浜松市内で発生した児童虐待死亡事例検証報告に「精神科医療機関と行政（保健・福祉分野）との連携強化の推進」が提言されており、今後、「精神科医療機関との連携体制」の構築に向けて取り組みをすすめていくことが必要とされている。

### 3 浜松市の取り組み

令和 3 年 3 月	区健康づくり課の保健師や区社会福祉課家庭児童相談室の保健師・社会福祉士等の相談員を対象に「メンタルヘルスが気になる妊産婦等への支援に関する実態調査」を実施。
令和 3 年 6 月～	産科医療機関、精神科医療機関、浜松市助産師会へ自殺未遂者支援体制検討会への出席依頼を行った。
令和 3 年 8 月 23 日	第 1 回自殺未遂者支援体制検討会の開催（現状と課題、実態調査の内容に関する意見交換）
令和 3 年 10 月 7 日	第 2 回自殺未遂者支援体制検討会の開催（実態調査に関する意見交換、今後の方向性）
令和 3 年 11 月 ～12 月	浜松市内の産科医療機関、精神科医療機関、周産期医療や地域の母子保健に関わる助産師等に対して連携における現状の課題を把握するために実態調査を実施。

### 3. 実態調査の結果

#### 【現状】

#### <行政機関（母子保健・児童福祉）>

- ・メンタルヘルスが気になる妊産婦への支援について、保健師等の約 9 割が負担感を感じている。
- ・保健師等の支援者自身の約 4 割が「希死念慮や自傷行為への対応」について、また約 6 割が「精神障害者の障害福祉制度や地域資源」についての知識が乏しいと感じながら現場対応している。
- ・精神科医療機関に連絡をとる際、「本人・家族の同意が得られない」「誰が窓口かわからない」など現場の困難感がある。



#### <産科医療機関>

- ・メンタルヘルス不調の妊産婦に対応する産科医療従事者の約7割は「メンタル不調の正しい関わり方に関する十分な知識がない」、「精神的な状態の評価が難しい」などの負担感がある。
- ・産科医療従事者の約7割は「受診予約がなかなかとれない」、「適切な紹介先がわからない」、「重症度の判断が難しい」といった困難感を感じているが、多くの産科医療機関では「精神科受診が必要」と判断する基準がない。
- ・精神科へのつながりが困難な場合、多くの産科医療機関は市町の保健師と連携を図っている。

#### <精神科>

- ・精神科医療機関においては医師1人が診察する患者数が多く、特に診療所・クリニックでは医師1人あたりの平均患者数が約44人/日である。
- ・通院中の患者が妊娠した場合、「薬剤の調整」や「精神科治療継続に関する患者や家族の説明」に苦慮している。
- ・産科医療機関から紹介を受けた患者対応の約2割の患者が服薬治療に同意しなかったため、治療を行うことが困難となった。また、約1割の患者が精神科治療に同意しなかった。
- ・保健センターの保健師との連携で苦慮したことは、患者について子どもへの虐待の可能性の判断を求められたり、また、患者についてどこに連絡をして良いか分からないことがあげられた。

#### <地域の助産師>

- ・メンタルヘルス不調の妊産婦に対応する開業助産師の約8割は、「メンタル不調の正しい関わり方に関する十分な知識がない」、「精神的な状態の評価が難しい」などの負担感がある。。
- ・開業助産師の約6割は「精神科受診が必要」と判断する基準があると回答しているが、基準にばらつきがみられる。
- ・精神科医療機関への受診を勧める際、開業助産師の約7割は、「受診予約がなかなかとれない」、「適切な紹介先がわからない」、「重症度の判断が難しい」といった現場の困難感がある。

#### 【共通する課題】

- ・「精神科受診が必要」と判断する必要な情報収集や精神的な状態に関するアセスメントの重要性
- ・産科・精神科・行政・地域の助産師等、各機関の相互理解と顔が見える関係づくり、連携に関する仕組みづくりが必要
- ・周産期メンタルヘルスや精神保健福祉に関する教育の必要性

## 4 今後の取り組み及びスケジュール

- ・令和4年3月 自殺未遂者支援事業の医療連携検討会議にて実態調査の報告と課題への対策を検討。
- ・令和4年度、当事者である妊産婦に対しても実態調査を行う。
- ・今後の進捗状況については、母子保健推進会議の中で報告する。

## Ⅶ 令和4年度 母子保健事業の取り組み

### 1. 妊婦・多胎健康診査について（妊産婦乳幼児等健康診査事業）

#### （1）趣旨

国庫補助事業を活用し支援体制の強化等を目的として、全県的に妊婦健康診査受診票様式を見直すとともに、多胎妊婦の健診費用助成を県内統一事業として実施する。

#### （2）内容

- ・妊婦健康診査受診票の様式変更、初回健診に係る公費負担額拡充
- ・多胎妊婦健康診査を国の実施要綱に基づく県下統一事業として実施

### 2. 産後ケア事業の拡充について（母子相談事業）

#### （1）趣旨

出産後も安心して子育てができる支援体制の一層の強化を図るため、産後ケア事業について一層の充実を図る。

#### （2）内容

- ・デイサービス型（短時間）・訪問型の利用可能日数を通算7日間へ拡大
- ・利用申請について、電子申請及びオンライン面接に対応

### 3. 妊婦訪問支援事業の実施について（母子訪問支援事業）

#### （1）趣旨

妊娠期からの訪問支援体制を強化し、継続的に状況を確認しながら必要な支援につなげる。

#### （2）内容

- ・支援が必要な妊婦に対して保健師が家庭訪問する際、新たに育児用品等を配布する。

### 4. 特定不妊治療費助成制度の経過措置対応について（母子医療費等支援事業）

#### （1）趣旨

令和4年度からの特定不妊治療の保険適用へ円滑に移行できるよう経過措置対応を行う。（厚労省令和3年度補正予算に基づく制度改正）

#### （2）内容

- ・令和4年1月～3月治療終了し、令和3年度申請できなかった者について助成する。
- ・年度をまたぐ治療をしたことにより自費診療となった場合について助成する。

### 5. 不育症治療費助成制度の拡充について（母子医療費等支援事業）

#### （1）趣旨

不育症に悩む夫婦に対する助成制度について、国庫補助金を活用し一層の充実を図る。

#### （2）内容

- ・先進医療として実施される不育症検査について、助成拡充する（5万円上限、補助率10/10）。

## 6. HPVワクチンキャッチアップ接種について（母子予防接種事業）

### (1) 趣旨

積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保するためのキャッチアップ接種を全額公費負担で実施する。

### (2) 内容

- ① 対象者：平成9年4月2日生まれ～平成20年4月1日生まれの女子
- ② 期間：3年間（令和4年4月～令和7年3月）
- ③ 周知・啓発

対象者が接種について検討・判断できるよう、ワクチンの有効性・安全性について丁寧な情報提供を実施するため、対象者のうち、3回接種が完了していない方へ、国が作成するリーフレット等の個別送付などにより周知・啓発を行う。

### HPVワクチンのキャッチアップ接種に関する整理

	H9生	H10生	H11生	H12生	H13生	H14生	H15生	H16生	H17生	H18生	H19生	H20生	H21生
推定接種率※	78.8%	78.7%	68.9%	14.3%	1.6%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%			
H22	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
H23	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳
H24	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳
H25	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳
H26	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳
H27	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳
H28	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳
H29	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳
H30	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳
R1	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳
R2	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳
R3	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳
R4	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳
R5	26歳	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳
R6	27歳	26歳	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳

緊急促進事業

積極的勧奨差し控え

定期接種

キャッチアップ接種

○歳 緊急促進事業の接種対象者。  
12歳は例外として対象とされた場合

○歳 定期接種の接種対象者。  
13歳は標準的接種期間にある者

※ 年齢については、各年度生まれの者が当該年度内に達する年齢を記載（例：13歳→中1）

### HPVワクチンのキャッチアップ接種の開始に向けたスケジュールのイメージ

令和3年	11～12月	予防接種・ワクチン分科会にてHPVワクチンのキャッチアップ接種について議論 ⇒ 方針を了承
令和4年	1月～2月	予防接種法施行令（政令）の改正案要綱について、予防接種・ワクチン分科会にて諮問
	2月～3月	予防接種法施行令（政令）についてパブリックコメントを実施
	3月	予防接種法施行令（政令）の公布
	4月1日	予防接種法施行令（政令）の施行

- ・ HPVワクチンの接種対象年齢の一時的な拡大
- ・ 自治体による広報 等